

旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第十八号については、二十一名の委員をもって構成する昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま設置されました昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により、

原 敏子君	松山 清君	原田生也君	村野武男君
森田治男君	村尾栄次君	鈴木藤次郎君	山崎良之助君
竹田政勝君	指田保雄君	宇佐美良時君	貫井喜代次君
田村市郎君	小林菊三君	関 米吉君	東田正治君
大野行夫君	宮沢良一君	高波 忠君	末次性男君
塩野鉄之助君			

以上二十一名を指名したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名した諸君を、昭和五十四年度福生市一般会計予算審査特別委員会に選任することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君) 日程第十七議案第十九号昭和五十四年度福生市国民健康

保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田猛君) 御指名をいただきましたので、議案第十九号昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

本予算案につきましては、御存じのように、昭和五十四年度は東京都の補助金全額カットというふうな事になっておるわけでございます。これらにつきましては一般会計と同じ考えのもとに予算編成をしたわけでございます。したがしまして、市長会並びに国保担当者会議におきましては、前年度並みに予算を編成するということが

話がつきましたので、福生市もこれにならいますして、一応昨年度並み、いわゆる五十三年度並みに予算を編成したわけでございます。

それでは予算書により御説明を申し上げます。

まず最初に一ページでございますが、五十四年度の予算総額は歳入歳出と八億六千二百六十万円と定めようとするものでございます。一時借入金につきましては九千万円と定めたわけでございます。

それでは最初に歳入でございますが、二ページをお開きになつていただきたいと思います。

国民健康保険料でございますが、冒頭に申し上げましたとおり前年度実績というところでございますが、前年に対比いたしますと、九百五十五万七千円の増でございます。これは保険料の賦課の算定によるものでございまして、例年十月に本算定を行います。そのものを次年度に課税するわけでございます。別に保険料の改定等はいたしてございません。現年度分につきましては二億五千七百一十五万円、滞納分につきまして七百九十九万二千円をそれぞれ計上したわけでございます。

国庫支出金につきましては、被保険者並びに診療療養費等を計算の基礎に

たしまして、前年とほぼ同額の四億六千七百九万五千円を計上いたしました。

都支出金につきましても同じような計算方法によりまして、六十九万九千四百二十円を計上したわけでございます。財産収入は新しく科目を設けたわけでございますが、これは現在保険年金課で使用しております自動車があくなりましたので買いかえようという事で、売却代金として一千円を新しく設けたわけでございます。

繰入金、一般会計より前年と同額の三十五万五千円を計上させていただきました。

繰越金もやはり前年同額の二十五万五千円計上し、諸収入におきまして四十五万五千円を計上して、歳入合計八億六千二百六十万円としたわけでございます。

次に歳出について申し上げますと、総務費が四千六百六万八千円でございますが、これは職員の人件費等が主でございます。

それから保険給付費としましては、療養給付費が約六千万円、それから高額療養費が四百九十二万円を計上したわけでございます。

保健施設費については、施設利用券扶助といたしまして十一万円、それから公債費といたしましては、一時借入金の利子といたしまして百十万円、諸支出金は前年度精算の関係もございまして、還付金及び保険料の過納保険料といたしましては百万円、予備費に

つちまして三百九十七万四千円を計上いたしましたして、調整をしたわけでございます。

以上、簡単に御説明申し上げましたが、本議案につきましても二月二十一日の国民健康保険運営協議会におきまして、全会一致で御了承を得たことを申し添えておきます。慎重御審議の上、原案御決定くださるようお願いして、説明を終わらせていただきます。

○副議長（小堺仁七君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

こゝより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） 以上で質疑を終わります。

○十番（指田保雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十九号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出さ

れましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（小堺仁七君） 日程第十八議案第二十号昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 斎藤多市君登壇）

○建設部長（斎藤多市君） 御指名によりまして、議案第二十号昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本年の予算は、加美平土地区画整理事業の竣工に伴う記念事業と、順調に進んでおります東口土地区画整理事業の新都市建設公社業務委託料、工作物等の移転補償料及び加美平の換地精算金が主なものでございます。

二ページからその内容について御説明申し上げます。

歳入の第一款、分担金及び負担金につきましては、加美平最後の保留地処分金、三千二百三十二万六千円でございます。

第二款、都支本金につきましては、都の土地区画整理法第七十六条の事務費委託金の十八万円でございます。

第三款、財産収入は、公用車の売り払い収入一千万円。第四款繰入金は一級会計の一千百万円の繰り入れ。第五款繰越金は前年度繰越金三百万円。第六款諸収入は預金利子四十万円。雑入におきましては加美平の換地精算徴収金二千六百六十万五千円でございます。

以上締めまして、歳入合計七千三百五十二万一千円を予算額でございます。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

第一款総務費につきましては、二千二百三十八万六千円で、諸経費及び人件費が主なものでございます。

第二款事業費は二千二百八十九万九千円でございまして、内訳は加美平地区の事業費七百七十七万三千円で、竣工記念式典費二百六十万円、竣工記念費四百

万円が主なものでございます。東口地区の事業費は一千五百九万六千円でございます。内訳は新都市建設公社業務委託料三百万円、工作物等移転補償料一千万円が主なものでございます。

第三款都支本金につきましては、加美平換地精算交付金二千六百六十万五千円でございます。

第四款予備費につきましては、計数の整理をいたしております。

以上締めまして七千三百五十二万一千円の予算額でございます。大変雑駁な説明でしたが、慎重審議の上、原案とおり御決定賜りますようお願いいたします。

○副議長（小堀仁七君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堀仁七君） 以上で質疑を終わります。

○十番（指田保雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十号については、建設委員会に付託し、

審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は建設委員

会に付託することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君) 日程第十九議案第二十一号昭和五十四年度福生市下水道事

業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 斎藤多市君登壇)

○建設部長(斎藤多市君) 御指名によりまして、議案第二十一号昭和五十四年度福生市下水道事業会計予算につきまして、御説明申し上げます。

昭和五十四年度の予算は、歳入歳出それぞれ十八億四千八百七十九円と定めようとするものでございます。本年度の予算は、昭和四十八年度に公共下水道事業に着手して以来七年目を迎えます。昭和六十年度を完成目標とする中間の年度であります。したがって、本年度の水況普及化はもちろんなこと、なお一層積極的に下水道の布設に対処すべく、予算編成をいたしております。対前年度当初予算に比較いたしますと、七四・六％の伸びをもって五十四年度の事業に取り組みをいたしております。

二ページからその内容について御説明申し上げます。

第一款分担金及び負担金七千五百八十五万四千円につきましては、下水道事業受益者負担金でございます。五十三年度負担を一千四百四十五万円、五十四年度負担予定分六千四百四十万四千円でございます。

第二款使用料及び手数料につきましては、一億二千五百五十七万四千円の下水道使用料金でございます。特に横田基地分につきましては、西住宅及び南北住宅を四月から平年度分、中央管理地区につきましては、試算の約六割を計上いたしております。

第三款国庫支出金につきましては、二億七千五百四十万円でございます。内訳といたしましては、流域下水道建設事業負担金のうち基地分に相当する額、一千七百四十万円を防衛施設庁から受けるもの、又建設省の下水道管渠埋設費補助金二億五千八百万円でございます。

第四款都支出金三千五百万円につきましては、下水道管渠埋設補助金で東京都からの補助金でございますが、この予算計上につきましては、前年度実績額を東京都市長会の申し合わせとおり計上してございます。

第五款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。二億八千六百万円を計上してございます。

第六款繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額二百万円を計上してございます。

第七款諸収入につきましては、一千五十万円でございます。主なものは融資のあつせんにかかる預託金収入、預金利子等でございます。

第八款市債につきましては、十億三千五十万円でございます。内訳といたしましては、公共下水道事業債九億九千三百四十万円、流域下水道事業債三千七百十万円

でございます。

以上締めまして十八億四千八十七万円の予算額でございます。

次に歳入予算について御説明申し上げます。第一款総務費につきましては、一億九千五百七十八万六千円の予算計上でございます。主なものは下水道課職員の人件費五千七百五十四万四千円、受益者負担金徴収に伴う報償金一千万円、水洗便所改造費補助金二千五百三十万円、下水道管渠清掃委託料一千七百八十一万円、流域下水道維持管理負担金六千六十七万円が主なものでございます。

第二款事業費につきましては、十四億二千六百五十三万二千円でございます。内訳といたしましては、下水道管渠工事費十億円、これは約七十九ヘクタール、延長二万八千五百メートルの管渠工事をしようとするものでございます。又、管渠工事に伴います実施設計委託料、水道管移設工事委託料、国道舗装委託料が主なものでございます。

第三款公債費につきましては、元利償還金及び一時借入金利子を含めて、二億九百二十万一千円の計上でございます。

第四款予備費につきましては、九百三十五万一千円の予算計上でございます。

以上締めまして十八億四千八百七十九円の予算額でございます。

次に、三ページの第二表地方債につきまして御説明申し上げますと、五十四年度の地方債の限度額は、歳入予算に令せまして、公共下水道事業債九億九千三百四十万円、流域下水道事業債三十七億十萬円でございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○副議長（小堀仁七君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番（末次性男君） この予算とは直接関係はありませんが、一応この水道行政の面から一言お尋ねしたいんですけれども、これはつまり下水道でございますが、これには水が伴ってくるわけでございますから、その点ひとつ御質問をしたいと思います。

多摩川流域系の下水道、あるいは残堀系の下水道、そうしますと、相当の水の使用料はふえるだろうと思ひますが、たとえば福生市においてこれが完成の晩には、どの程度の消費量がふえるのか、又、その水に対して配金は全くないのであるか、この点をひとつ。

○水道事務所長（田村忠雄君）

ただいまの御質問でございますが、現在福生市の配水能力と申しますか、これは一日で約四万五千トンの配水能力を持っておりますけれども、下水の水浚化につきましては、一応全国平均でございますが、一人当たり八%から一〇%の使用量を要するということでございますが、現在水道の使用量が一人三百リッター程度でございます。仮に一人四百リッターにいたしますとも、その八%で三千リッターでございますが、それに五万人の人口をかけてみますとも、一日二十トングラウの程度の使用量が済むわけでございます。これは天候がある程度ございますが、水さえあれば四万五千トンの配水能力を持っておりますので、心配はないと思ひます。

○二十二番（末次性男君）

これは東京都の事業になっておりますし、又、水道の方の関係にもなりますので、二またかけた質問になりますけれども、水さえあればということですが、その水が大丈夫かどうかということを知りたい。いす非常に水が枯渇して非常に心配されておる折柄でありますので、この点について伺いた

○水道事務所長（田村忠雄君）

現在、御承知のように十三水源でございますが、井戸水に

つぎましては、最高取水からしまして一万五千トンくらいでございますが、都の分水——小作の浄水場の方から来ている都浄水であります。これは一日一応一万三千トンまでは取水できるということになっております。それを両方合わせますと、現在で水道の水を足りないとなれば、都の分水の方も多く増水していかなくちゃならないのですが、これはもう当然のもので、小作の浄水場の浄化能力にも関係してくると思います。現在日に二十八万トン程度の浄化はしているそうでございますが、なお、拡張等も都の方では考えておりますので、そんなに心配はないんじゃないかと思っております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堀仁七君) 以上で質疑は終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堀仁七君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堀仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長(小堀仁七君) 日程第二十議案第二十二号昭和五十四年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(水道事務所長 田村忠雄君登壇)

○水道事務所長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので、議案第二十二号昭和五十四年度福生市受託水道事業会計予算につきまして、御説明を申し上げます。初めに、御承知のように、東京都の水道財政におきましては、昨年の十一月までに約百九十億円程度の赤字が見込まれておったわけでございますが、財政健全化計

面に基つきまして、昨年の十二月から水道料金の三七、一四％の引き上げを行ったわけでございますが、これによりまして、昭和五十六年の三月までには財政の健全化がなされる見通しになったわけでございます。福生市におきましては御承知のとおり、拡張工事等が終了しておりますので、五十四年度もほとんどが管理面の経費の予算になっております。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ三億九千七百七十三万円と定めようとするものでございます。

内容でございますが、歳入歳出とも三億九千七百七十三万円でございます。前年度に比較いたしましたして、四千六百三十八万円の増になっております。これは一、三％の伸びになっております。それから歳入につきましては全額都からの受託金でございます。

次に歳入でございますが、歳入につきましては水道管理費が三億二千八百九十万円、前年に比較いたしましたして一千七百四十九万八千円の増でございます。これは各科目を通じまして人件費、あるいは配水管等の布設の工事費等の伸びでございます。それから浄水費と配水費につきましては、前年に比較いたしましたして大

幅な増減がございますが、これは動力費を取水関係と配水関係に分けまして組みかえた関係でございます。実質的には前年度と大差はございません。配水費では下水道工事に関連する排水管の移設、それから給水費では検定量水器の取りかえ工事の委託料等が伸びの主なものになっております。

次に建設改良費におきましては、六千八百七十五万円で、前年度に比較いたしますと二千三百四十万円の増でございますが、これは検定満期の量水器の数が、五十四年度は比較的多い関係で、量水器の購入費等の増が主なものでございます。なお、工事費におきましては、道路関係、あるいは区画整理の関係で、配水管の建設工事等が主なものになっております。総体的な内容につきましては五十三年度と大幅な増はございません。

はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、御可決賜りますようお願いいたします。

○副議長(小堀仁七君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番(塩野鉄之助君) これは予算との関連性というよりも、参考までにお伺

いたいたすけど、先ほど福生市の水道の取水量が一万五千トンだということ、都のすからは一万三千トンくらいもらえろんだというふうな、これは夏と冬とは大部使用量が変わってくると思うんですけども、現状において一日二万トンくらいですか、一万何千トンか、その数字を聞かしていただきたいということ。

それから、十三ミリ、二十ミリ、二十五ミリ、大体このくらいのところが一般家庭で使う——公共下水道の供用開始になってから使う家庭があると思うんですけど、この十三ミリを使っている家庭が何世帯くらいあるか。それから、私もちょっと忘れちゃっているものですが、一応現状において十三ミリの水道料が幾ら、二十ミリが幾ら、二十五ミリが幾らと、口径別の使用料になっているでしょうか、これを参考までにお聞かせいただきたいんです。

○水道事務所長（田村忠雄君） 現在の時点での使用量は約一万七千トン前後でございます。それで夏場では最高に使うときは二万トン、昨年の八月の一番使ったときは二万三千トンくらいです。それとここに資料がございせんが、……

○副議長（小堀仁七君） 二時十分まで休憩します。

午後二時

休憩

午後二時十分 開議

○議長（岩田博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○水道事務所長（田村忠雄君） たいすの御質問の件数でございますが、これは総

水件数でございます。十三ミリが一万三千六百五件、それから二十ミリが一千九百九十五件、それから二十五ミリが一千九百二十七件でございます。大体九〇何％かが二十五ミリ以下が占めているわけでございます。それから水道料でございますが、基本料金が十三ミリが四百十円、それから二十ミリが五百五十円、二十五ミリが六百八十円でございます。それで重量料金の方が二十五ミリ以下、十三ミリ、二十ミリ、二十五ミリでございますが、これがやはり使用量の段階別になっておりますが、重量料金は十トン以下は基本料金に含まれていますのでゼロでございます。それから十一トンから二十トンまでが八十円、二十トンから三十トンまでが百円、三十一トンから百トンまでが百二十円、百一トンから二百トンまでが百二十円、二百一トンから十トンまでが二百十円、それ以上は二百五十円でございます。大体一月世帯当たりの使用量は約二十トンくらいでございます。